

[参考資料] 他都市のいじめ防止に係る条例

	滋賀県大津市 「大津市子どものいじめの防止に関する条例」	岐阜県岐阜市 「岐阜市いじめ防止対策推進条例」	大阪府寝屋川市 「寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例」
総則 目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、本市におけるいじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、市、市立学校その他関係する者の責務等を明らかにするとともに、市の対策に関する基本的な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、児童等の命と尊厳を守るため、いじめの防止に関し必要な事項を定めることにより、全ての児童等が健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。</p>
総則 定義	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) いじめ 子どもに対し、当該子どもと一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待に該当するものは除く。</p> <p>(2) 子ども 第4号に規定する学校に通学する児童及び生徒その他これらの者と等しくいじめの防止の対象と認めることが適当と認められる者をいう。</p> <p>(3) 市立学校 大津市立学校の設置に関する条例(昭和39年条例第28号)別表に掲げる小学校及び中学校をいう。</p> <p>(4) 学校 前号に規定する市立学校並びに本市の区域内にある市立学校以外の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。</p> <p>(5) 保護者 親権を有する者、未成年後見</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する市立学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>(2) いじめの防止等 法第1条に規定するいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。</p> <p>(3) 市立学校 岐阜市立学校設置条例(昭和39年岐阜市条例第25号)第2条に規定する学校(幼稚園を除く。)をいう。</p> <p>(4) 教職員 法第8条に規定する教職員をいう。</p> <p>(5) 児童生徒 市立学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>(6) 被害児童生徒 いじめを受けた児童生徒をいう。</p> <p>(7) 加害児童生徒 いじめを行った児童生徒</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等が他の児童等から受けた行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、行為を受けた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>2 この条例において「学校」とは、寝屋川市立学校設置条例(昭和41年寝屋川市条例第16号)に規定する小学校及び中学校をいう。</p> <p>3 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。</p>

[参考資料] 他都市のいじめ防止に係る条例

	<p>人その他の子どもを現に監護する者をいう。</p> <p>(6) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者(第4号に規定する学校に通学する者を除く。)をいう。</p> <p>(7) 事業者等 本市の区域内で営利を目的とする事業を行う個人及び法人並びにスポーツ、文化及び芸術その他の各種の事業又は活動を行う個人及び団体をいう。</p> <p>(8) 関係機関等 警察、子ども家庭相談センターその他子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。</p> <p>(平27条例52・一部改正)</p>	<p>をいう。</p> <p>(8) 保護者 児童生徒に対し親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。</p> <p>(9) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。</p>	
<p>総則</p> <p>基本理念</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第2条 いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 いじめは、子どもの尊厳を傷つけ、命までも奪ってしまう重大な人権侵害であるとの認識の下に、市及び市立学校並びに教職員、保護者、市民等全ての大人は、子どもたちが安心して学びに向かうことができる教育の環境を整える責務や役割を負い、一人ひとりが命の尊さを理解し、互いを思いやるとともに、子どもの声を聴き、誰一人孤立させない、いじめを絶対に許さない社会の実現のため、それぞれの大人が当事者であるとの認識に立って、その責務と役割を自覚し、主体的かつ能動的に行動し、又は協働し、いじめ問題の克服に取り組まなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 児童等の命と尊厳を守るための施策は、いじめが児童等の健やかな心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権侵害であることに鑑み、寝屋川市、保護者、地域住民、学校その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>
<p>総則</p> <p>いじめの禁止</p>	<p>※条項なし</p>	<p>(いじめの禁止)</p> <p>第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。</p>	<p>(児童等の心構え及びいじめの禁止)</p> <p>第8条2 児童等は、いじめを行ってはならない。</p>
<p>総則</p> <p>市の責務</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じ、必要な体制を整備しなければならない。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第8条 市は、第3条に規定する基本理念及び前3条に規定する基本行動(以下「基本理念等」という。)に基づき、次に掲げる責務を有するものとする。</p>	<p>(寝屋川市の責務)</p> <p>第4条 寝屋川市は、基本理念にのっとり、いじめを防止するために必要な施策を実施しなければならない。</p>

[参考資料] 他都市のいじめ防止に係る条例

	<p>2 市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。</p> <p>3 市は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行わなければならない。</p>	<p>(1) いじめの防止等のために必要な施策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進すること。</p> <p>(2) 市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずること。</p>	
<p>総則</p> <p>教育委員会の責務</p>	<p>※条項なし</p>	<p>(教育委員会の責務)</p> <p>第9条 教育委員会は、前条各号に掲げるもののほか、次に掲げる責務を有するものとする。</p> <p>(1) 市立学校におけるいじめの防止等のために関係機関並びに家庭及び地域の連携を図ること。</p> <p>(2) 市立学校の教職員が、いじめの防止等に迅速かつ的確に取り組むための環境を整備すること。</p> <p>(3) 児童生徒からいじめの相談があったとき又は関係機関並びに家庭及び地域からいじめに係る情報提供があったときは、直ちに学校に対し、必要な対処を講ずるよう指示するとともに必要な支援を講ずること。</p> <p>(4) 加害児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)に規定する出席停止を命ずる等いじめへの対処に必要な措置を講ずること。</p>	<p>※条項なし</p>
<p>総則</p> <p>学校の責務</p>	<p>(市立学校の責務)</p> <p>第5条 市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にす心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成しなければならない。</p> <p>2 市立学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを発見するための体制を整えとともに、子どもが安心して相談することができるよう環境を整えなければならない。</p> <p>3 市立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、い</p>	<p>(市立学校の責務)</p> <p>第10条 市立学校は、基本理念等に基づき、次に掲げる責務を有するものとする。</p> <p>(1) 学校全体で、いじめの未然防止及び早期発見に取り組むこと。</p> <p>(2) 児童生徒に対し、自らを大切にするとともに、互いの違いを認め合い、自らと同様に他者を尊重し、思いやる教育に取り組むこと。</p> <p>(3) いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるとともに児童生徒からの全ての兆候に迅速かつ適</p>	<p>(学校の責務)</p> <p>第7条 学校は、基本理念にのっとり、児童等の安全を確保するよう努めなければならない。</p> <p>2 学校は、寝屋川市が実施するいじめの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>

	<p>じめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、その内容を市に報告しなければならない。</p> <p>4 市立学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともに当該学校及び各学年に応じた環境づくりに取り組まなければならない。</p> <p>5 市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行わなければならない。</p> <p>(平 27 条例 52・一部改正)</p>	<p>切に対処し、児童生徒が決して孤立することのないよう取り組むこと。</p> <p>(4) いじめ(いじめと疑わしい行為を含む。以下この項において同じ。)を発見し、又は認知したとき(児童生徒又は保護者からいじめの相談を受けたとき、市民からいじめに係る情報提供があったとき及び教育委員会からいじめに係る指示があったときを含む。)は、次に掲げる事項を行うこと。</p> <p>ア 直ちに校長を中心とした組織的な指導体制を確立するとともに、当該いじめの事実の確認を行うこと。</p> <p>イ 保護者の協力を得て、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 1 6 2 号。以下「地教行法」という。)第 47 条の 5 第 1 項に規定する学校運営協議会その他の関係機関と連携し、適切かつ迅速に対処すること。</p> <p>ウ 関係する児童生徒の保護者に対し、遅滞なく、当該いじめの状況及び対処の方針を伝えること。</p> <p>エ 教育委員会に対し、速やかに当該いじめの状況及び対処の方針を報告すること。その後のいじめへの対処についても同様とする。</p> <p>(5) 被害児童生徒及び第 1 3 条第 2 項の規定によりいじめについて相談をした児童生徒が安心して教育を受けられる環境を確保するとともに、いじめが解決するまで当該被害児童生徒及び当該児童生徒に支援を講ずること。</p> <p>(6) 加害児童生徒に対し、いじめが人格を傷つけ、及び生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、かつ、自らが行ったいじめの責任を自覚することができるよう指導し、必要に応じ別室指導、訓告その他の学校教育法第 1 1 条に規定する懲戒を毅然と行うこと。</p> <p>(7) いじめへの対処について正確に記録し、これを組織として共有し、かつ、適正に保存すること。</p>	
--	---	---	--

		<p>(8) いじめを無くすために、児童生徒が自ら考える取組を支援すること。</p> <p>2 市立学校は、法第13条に規定する当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針(以下「学校基本方針」という。)を策定しなければならない。</p> <p>3 市立学校は、学校基本方針の策定に当たっては、児童生徒、保護者及び地域住民の意見を聴くものとする。</p> <p>4 市立学校は、学校基本方針を策定したときは、これを教育委員会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>5 市立学校は、学校基本方針を必要に応じ随時又は年に1回見直しを行うものとする。この場合において、当該見直しにより学校基本方針に修正が生じたときの手続は、前2項の規定によるものとする。</p>	
<p>総則</p> <p>市立学校の教職員の責務</p>	<p>※条項なし</p>	<p>(市立学校の教職員の責務)</p> <p>第11条 市立学校の教職員は、前条第1項各号に掲げるもののほか、基本理念等及び学校基本方針に基づき、児童生徒と真摯に向き合い、いじめの防止等に迅速かつ適切に対応しなければならない。</p> <p>2 市立学校の教職員は、いじめの防止等の対応をするときは、複数の教職員で行うものとする。</p>	<p>※条項なし</p>
<p>総則</p> <p>保護者の責務</p>	<p>(保護者の責務)</p> <p>第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心し、安定して過ごせるよう子どもを愛情をもって育むものとする。</p> <p>2 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。</p>	<p>(保護者の責務)</p> <p>第12条 保護者は、基本理念等(第5条第2項及び第7条に規定する基本行動を除く。)に基づき、次に掲げる責務を有するものとする。</p> <p>(1) 子どもの教育について第一義的責任を有し、自らが保護する児童生徒に対し、いじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めること。</p>	<p>(保護者の責務)</p> <p>第5条 保護者は、児童等の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うことを自覚し、児童等を大切に育てるよう努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、寝屋川市が実施するいじめの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>

[参考資料] 他都市のいじめ防止に係る条例

	<p>3 前2項において、保護者は必要に応じて、市又は学校に相談その他の支援を求めることができる。</p> <p>4 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、速やかに市、学校又は関係機関等に相談又は通報をするものとする。</p> <p>5 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(2) その保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切に当該児童生徒をいじめから保護し、市立学校若しくは市立学校の教職員、教育委員会又は市に相談すること。当該児童生徒から他の児童生徒がいじめを受けている等の相談があった場合も同様とする。</p> <p>(3) 市、教育委員会及び市立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めること。</p>	<p>3 保護者は、いじめ若しくはそのおそれがあると感じるとき、又はいじめに係る相談を受けたときは、寝屋川市に情報提供するよう努めなければならない。</p>
<p>総則 児童生徒の役割</p>	<p>(子どもの役割)</p> <p>第7条 子どもは、互いに思いやり共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。</p> <p>2 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友だち又は関係機関等に相談することができる。</p> <p>3 子どもは、いじめを発見した場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)及び友だちからいじめの相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。</p>	<p>(児童生徒の役割)</p> <p>第13条 児童生徒は、自らを大切にするとともに、互いの人格を尊重し、他者(自分以外の者をいう。)に対する思いやりを持つよう努めるものとする。</p> <p>2 児童生徒は、いじめを見つけたときやいじめが行われている疑いがあると思うとき又は友だちからいじめの相談を受けたときは、観衆(いじめをはやしたてたり、おもしろがったりして見ている者をいう。)や傍観者(いじめを見て見ぬふりをする者をいう。)になるのではなく、学校の先生(教職員をいう。)や家族(父母、兄弟姉妹等(保護者を含む。)をいう。)等に相談するよう努めるものとする。</p> <p>3 児童生徒は、いじめを無くすために何をすべきか、何ができるか等について自ら考え、いじめを無くすことに積極的に取り組むよう努めるものとする。</p>	<p>(児童等の心構え及びいじめの禁止)</p> <p>第8条 児童等は、自己を大切に、互いの権利を尊重し合うよう努めなければならない。</p> <p>2 児童等は、いじめを行ってはならない。</p> <p>3 児童等は、いじめ若しくはそのおそれがあると感じるとき、又はいじめに係る相談を受けたときは、寝屋川市に情報提供するよう努めなければならない。</p>
<p>総則 市民の役割</p>	<p>(市民及び事業者等の役割)</p> <p>第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、地域が連携して子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 市民及び事業者等は、いじめを発見し、又</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第14条 市民は、地域において、児童生徒の見守りその他児童生徒が心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 市民は、いじめ又はいじめの疑いがあると思われるときは、市、教育委員会又は市立学校その他の関係機関に情報を提供するよう努めるものとする。</p>	<p>(地域住民の責務)</p> <p>第6条 地域住民は、それぞれの地域において児童等の健全な育成を図ることができる環境づくりに努めなければならない。</p> <p>2 地域住民は、寝屋川市が実施するいじめの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>

[参考資料] 他都市のいじめ防止に係る条例

	はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するように努めるものとする。	3 市民は、市、教育委員会及び市立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するように努めるものとする。	3 地域住民は、いじめ若しくはそのおそれがあると感じるとき、又はいじめに係る相談を受けたときは、寝屋川市に情報提供するように努めなければならない。
総則 財政上の措置等	(財政的措置等) 第13条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。 2 市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて国及び滋賀県に対して適切な措置を講ずるように要請するものとする。	※条項なし	※条項なし
総則 個人情報の取扱い	(個人情報に対する取扱い) 第19条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはならない。 2 委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。	※条項なし	※条項なし
いじめ防止基本方針	※条項なし	※条項なし (第10条の2において、学校いじめ防止基本方針について規定)	※条項なし
基本的施策、いじめの防止等に関する措置、重大事態への対処、市独	(行動計画の策定) 第9条 市は、基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。 2 前項に規定する行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。	(いじめの防止に係る基本行動) 第5条 いじめの防止に係る対策は、いじめがどの児童生徒にも起こり得る問題であることを踏まえ、全ての児童生徒に、命の尊厳、自己及び他人の人格の尊重並びにいじめは決して許されないことに対する理解を促し、もって心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作ることを行わ	(相談) 第9条 市長は、いじめに係る相談に応ずるための相談窓口を設けるものとする。 2 市長は、前項の相談があったときは、事実を確認するために積極的に情報を収集しなければならない。

[参考資料] 他都市のいじめ防止に係る条例

<p>自のいじめの防止等の施策、いじめの防止等のための組織</p>	<p>(1) いじめのない学校づくりに向けた子どもの主体的な参画に関すること。 (2) いじめの防止に向けた教育及び人づくりに関すること。 (3) いじめの防止に向けた普及啓発活動に関すること。 (4) 次条に規定するいじめ防止啓発月間に関すること。 (5) いじめを早期に発見するための施策に関すること。 (6) いじめを防止し、及び解決するための施策に関すること。 (7) いじめに関する相談体制等に関すること。 (8) いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその家庭に対する支援に関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、いじめのない社会を実現するために必要なこと。 3 市は、第1項の規定により行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。</p> <p>(いじめ防止啓発月間) 第10条 子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止への取組を推進するために、毎年6月及び10月をいじめ防止啓発月間(以下「啓発月間」という。)とする。 2 市は、啓発月間において、その趣旨にふさわしい広報啓発活動を実施するものとする。 3 市立学校は、啓発月間において、人権及び道徳に係る教育を実施するとともに、子どもが主体的にいじめの防止に向けた活動を展開できるよう支援及び指導を行うものとする。</p>	<p>なければならない。</p> <p>2 いじめの防止に係る対策において、市立学校は、全ての児童生徒が、安全に、かつ、安心して学校生活を送ることができるよう、互いの自由を認め、信頼し合える学校風土の形成に努めなければならない。</p> <p>(いじめの早期発見に係る基本行動) 第6条 いじめの早期発見のため、全ての市民は、家庭及び地域と連携して、いじめが、人目に付きにくい時間や場所で、遊び等を装って、又は大人が気付きにくい形で行われるものであるとの認識に立って、児童生徒の変化に積極的に関心を持ち、いじめを認知しなければならない。</p> <p>(いじめへの対処に係る基本行動) 第7条 いじめへの対処に当たっては、岐阜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び市立学校は、被害児童生徒及び第13条第2項の規定によりいじめについて相談をした児童生徒の立場に寄り添い、その安全を確保するとともに、加害児童生徒に対し事情を確認し、適切に指導しなければならない。</p> <p>2 いじめへの対処に当たっては、教育委員会及び市立学校は、いじめ又はいじめと疑わしい行為を発見し、又は認知したときは、直ちに当該いじめ又はいじめと疑わしい行為に関わりを持ち、組織的に対応しなければならない。</p> <p>(いじめを見逃さない日) 第15条 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むため、毎月3日を「いじめを見逃さない日」と定める。 2 市及び教育委員会は、いじめを見逃さない日</p>	<p>(いじめの防止の申出) 第10条 何人も、いじめに関する事項について、市長に対し、いじめの防止の申出(以下「申出」という。)を行うことができる。</p> <p>(調査) 第11条 市長は、申出があった事案について、関係する児童等及びその保護者に聞き取りを行う等、必要な調査を行うことができる。 2 市長は、前項の調査(以下「調査」という。)のため必要があると認めるときは、学校その他関係する寝屋川市の機関に対し、関係資料の提出及び説明を求め、又は実地に調査を行うことができる。 3 市長は、調査のため必要があると認めるときは、いじめの防止のために必要な限度において、寝屋川市の機関以外のものに対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>(調査の不実施) 第12条 市長は、申出の内容について明らかに事実の誤認があると認められるときその他調査を行うことが適当でないとき認めるときは、調査を行わないものとする。</p> <p>(是正の勧告) 第13条 市長は、調査の結果、いじめ又はそのおそれがあると認めるときは、学校その他関係する寝屋川市の機関に対し、次の各号に掲げる措置を講ずべきことを勧</p>
-----------------------------------	--	---	--

<p>(相談、通報又は情報の提供)</p> <p>第11条 何人も、子どものいじめ(疑いのある場合を含む。)に関し、市に相談、通報又は情報の提供(以下「相談等」という。)をすることができる。(平27条例52・一部改正)</p> <p>(相談体制等の整備)</p> <p>第12条 市は、いじめに関する相談等に速やかに対応するとともに、全ての子ども、保護者その他いじめの防止に関わる者が安心して相談等ができるよういじめに関する相談体制を整備するものとする。</p> <p>2 市は、いじめを未然に防止し、いじめから子どもを守るため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等との相互の連携及び迅速かつ適切な対応ができるよう組織体制を強化するものとする。</p> <p>3 市は、市立学校におけるいじめに係る相談体制の充実のため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置に努めるものとする。</p> <p>(大津の子どもをいじめから守る委員会)</p> <p>第14条 市は、相談等を受けたいじめ(いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。)について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整(以下「調査等」という。)を行うものとする。</p>	<p>において、いじめの防止を推進するための広報啓発活動を実施するものとする。</p> <p>3 市立学校は、いじめを見逃さない日において、人権及び道徳に係る教育を実施するとともに、児童生徒が主体的にいじめの防止に向けた活動を行うことができるよう支援し、及び指導するものとする。</p> <p>(いじめ問題対策連絡協議会)</p> <p>第16条 法第14条第1項の規定により、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、岐阜市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>(いじめ問題対策委員会)</p> <p>第17条 法第14条第3項の規定により、協議会と連携し、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。</p> <p>2 対策委員会は、児童生徒に重大事態が発生したときは、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する調査を行う。</p> <p>3 対策委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>4 対策委員会に、所掌事務の遂行に必要な調査をさせるため、調査員を置くことができる。</p> <p>5 対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>告することができる。</p> <p>(1) 児童等に対する見守りその他学校内におけるいじめの防止のための環境整備</p> <p>(2) 訓告、別室指導その他の学校教育法(昭和22年法律第26号。次号において「法」という。)第11条に規定する懲戒</p> <p>(3) 法第35条第1項(法第49条において準用する場合を含む。)の規定による出席停止</p> <p>(4) 児童等の学級替え</p> <p>(5) 児童等の転校の相談及び転校の支援</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、いじめの問題を解決するために必要な措置</p> <p>(報告)</p> <p>第14条 市長は、前条の規定により勧告を行ったときは、当該機関に対し、その勧告の結果とられた措置について報告を求めるものとする。</p> <p>(通報)</p> <p>第15条 市長は、児童等の命と尊厳を守るために必要と認めるときは、警察署、児童相談所その他関係機関に通報するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
--	---	---

<p>3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。</p> <p>4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。(平27条例52・一部改正)</p> <p>(委員会の組織等)</p> <p>第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者</p> <p>(2) 学識経験を有する者</p> <p>(3) 弁護士</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(是正の要請)</p> <p>第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者(調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。)に対して是正の要請を行うことができる。</p> <p>2 市長は、是正の要請をしたときは、その後</p>	<p>(学校いじめ防止対策推進会議)</p> <p>第18条 法第22条の規定により、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、市立学校に、学校いじめ防止対策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。</p> <p>2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 学校基本方針の策定(第10条第5項の規定による修正を含む。)、実施及び検証</p> <p>(2) いじめに係る相談体制の整備</p> <p>(3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有</p> <p>(4) いじめの認知</p> <p>(5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言</p> <p>(6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項</p> <p>3 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>(いじめ問題調査委員会)</p> <p>第19条 法第30条第2項に規定する調査を実施するため、岐阜市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。</p> <p>2 調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>3 調査委員会に、所掌事務の遂行に必要な調査をさせるため、調査員を置くことができる。</p> <p>4 調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	
---	---	--

<p>の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。</p> <p>3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。</p> <p>4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。</p> <p>5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。</p> <p>(委員会への協力)</p> <p>第17条 市立学校、保護者、市民、子ども及び事業者等は、委員会の調査等に協力するものとする。この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないように最大限配慮されなければならない。</p> <p>(活動状況の報告及び公表)</p> <p>第18条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。</p> <p>3 市議会は、前項の規定による報告に加えて、必要があると認めるときは、市長に対して委員会の活動状況について報告を求めることができる。</p> <p>4 市長は、前項の規定による報告を求められた場合は、委員会に対して第1項に規定する活動状況の報告のほか、必要な報告を求めるものとする。</p> <p>5 市長は、必要と認めるときは、是正の要請及びその対応状況の内容を公表することがで</p>	<p>(重大事態への対処)</p> <p>第20条 市立学校の校長は、当該市立学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会にその旨を報告しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の場合又は児童生徒若しくは保護者から重大事態に該当する事実があったと申立てを受けた場合は、法第30条第1項の規定によりその旨を市長に報告するとともに、法第28条第1項の規定により当該重大事態に係る調査を開始するものとする。</p> <p>3 教育委員会及び市立学校の校長は、法第28条第2項の規定により、被害児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を提供する場合においては、当該重大事態に係る他の児童生徒及び関係者の個人情報の保護に配慮するものとする。</p> <p>4 教育委員会は、重大事態に係る調査の結果を、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、教育委員会は、被害児童生徒又はその保護者が当該重大事態に係る被害児童生徒又はその保護者の所見を当該調査結果に添付することを希望するときは、当該所見を記載した文書の提供を受け、当該文書を調査結果の報告書に添付し、市長に送付するものとする。</p> <p>5 市長は、被害児童生徒及びその保護者に対し、法第30条第2項に規定する調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を提供する場合においては、当該重大事態に係る他の児童生徒その他の関係者の個人情報の保護に配慮するものとする。</p> <p>(市立学校以外の学校等への協力要請)</p> <p>第21条 市長及び教育委員会は、次に掲げる者に対し、いじめの防止等に必要な協力を求めるこ</p>	
--	--	--

	<p>きる。</p> <p>(市立学校以外の学校への協力要請)</p> <p>第20条 市長は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第5条及び第10条第3項に規定する市立学校に係る規定について、それぞれ実施されるよう協力を求めることができる。</p> <p>2 委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第17条に規定する市立学校に係る規定について、協力を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>とができる。</p> <p>(1) 市立学校以外の学校の校長及び当該学校の設置者</p> <p>(2) 前号に規定する学校並びにその設置者を所管する国及び地方公共団体(当該学校の設置者である場合を除く。)</p> <p>(市長及び教育委員会の連携)</p> <p>第22条 市長及び教育委員会は、いじめの防止等のための対策を連携して推進するため、いじめに関する情報を共有し、積極的に連絡調整を行うものとする。</p> <p>2 市長は、いじめにより、児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合は、講ずべき措置について協議するため、速やかに地教行法第1条の4に規定する総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を招集するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、いじめの防止等のため対策について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、当該対策の具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	
--	--	---	--